

2021年度 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

【基本原則】

文部科学省高等教育局長より令和3年4月12日付「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について（周知）」を基準とし、2021年4月19日以降の対面授業開始に備えて方針を示すものである。

【対策】

I. 学生への対応

1. 学生指導について

- ・授業開始までに、教職員より「学生への周知徹底事項について」を周知徹底
〈特に〉
 - a. 毎日の健康チェックの提出
 - b. 学内でのマスクの着用の徹底
 - c. 教室入室時毎の手指消毒の徹底

2. 課外活動について

- ・「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた学生の課外活動について」の書類を学生サービス課に提出。内容に問題がない団体は、活動を許可する

II. 教職員への対応

1. 健康確認について

- ・毎日体温の計測および健康チェックの提出（Google Forms）
- ・学内でのマスク着用の徹底
- ・必要に応じた手指消毒の徹底

2. 授業時・教室について

- ・換気の確認（窓は開いているか等）
- ・教室出入口にある手指消毒用アルコール溶液が満たされているか確認
- ・授業時の学生の席の確認（どこに座っているか）
例）携帯のカメラで記録する等、対象の学生の近くに座っている学生を確認できるようにする。

III. 大学施設の対応

1. 各門における入構時の対応について

- ・入構条件の看板設置及び手指消毒の設置
- ・サーモカメラ設置（学生任意とする）

2. 教室について

- ・換気の徹底
- ・教室入り口に手指消毒用アルコールの設置
- ・原則、1教室最大収容人数の65%で運用

3. その他の施設について

- ・食堂に飛散防止ボードの設置及び黙食ポスターの設置
- ・学生ホール等に手指消毒アルコールの設置